

滋賀県近未来技術等社会実装推進事業補助金に関する財産処分の取扱いについて

滋賀県近未来技術等社会実装推進事業補助金交付要綱第 16 条に規定する財産の処分の制限について、次により取り扱うものとする。

第 1 財産処分承認申請書の提出要件について

補助事業者は、財産処分制限期間を経過する以前に、財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、当該財産の取得価格または効用の増加価格が、50 万円未満のものはこの限りではない。

第 2 財産処分の制限期間について

補助事業により取得し、または効用が増加した財産の処分制限期間については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間」（令和 5 年経済産業省告示第 64 号）および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるとおりとする。

第 3 要綱第 16 条第 5 項における財産処分による県への納付額の算出方法について

$$E = (A - B) \times D / C$$

ここで、

A：当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間」（令和 5 年経済産業省告示第 64 号）および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C：当該処分財産に係った補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

E：納付額

納付額：Eは、当該補助金の確定額：Dから要綱第 19 条に基づく納付額を控除した金額を限度とする。

第 5 実施日

この取扱いは、令和 5 年 4 月 26 日から適用する。